

第 17 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 19 年 6 月 2 日（土）

午後 2 時 30 分～ 4 時 45 分

場 所：八戸地域地場産業振興センター

（ユートリー 8 F 中ホール）

司 会： 会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、次第、出席者名簿、席図のほか、資料 1 から 5 までとなっております。このうち、次第と資料 2 から 5 につきましては、予めお送りしておりますが、本日、出席者名簿、席図のほか、資料 1 をお配りするとともに、資料 5 につきまして、一部訂正がございましたので差し替えを改めてお配りしております。

なお、資料 3、資料 4 は、いずれも本格撤去マニュアルに関する資料でございますが、資料 4 のマニュアルの本編は、ページ数も多いため、本日は資料 3 の概要版によりご説明させていただきますように思っております。

お手元の資料に過不足等ございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、青森県環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

高坂部長： 青森県環境生活部長の高坂でございます。

本来ならば、副知事なりが出席すべきところでございますが、所用がございまして、私の方から今日は挨拶させていただきます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃から県境不法投棄現場の原状回復対策をはじめといたしまして、県政全般にわたりまして格別のご理解・ご協力をいただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、平成 16 年 12 月から開始いたしました廃棄物の一次撤去でございますが、お陰様をもちまして、今年 3 月までに約 9 万 7 千トン搬出し、無事終了することができました。

また、事業実施計画の変更でございますが、去る 3 月 26 日に国の同意を得ております。

加えて、昨年度策定いたしました本格撤去計画、これに基づき作成しました本格撤去マニュアルにつきましては、去る 5 月 14 日に田子町民に対して説明会を実施してきたところでございます。

以上のことから県といたしましては、本格撤去に向けた環境が整ったものと考えておりません。

さて、本日の協議会でございますが、前回の協議会で委員の皆様方からご要望のございました、岩手県の原状回復への取り組み状況につきまして、岩手県からご説明をいただくこと

になっておりますほか、本格撤去マニュアルの概要についてご説明をすることとしております。

また、本協議会でございますが、来る7月30日で委員の任期が満了となります。平成17年7月から約2カ年間にわたる委員の皆様からいただきましたご助言、ご指導について深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日の協議会でも委員の皆様にはご忌憚のないご意見、ご指導をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会： 議事に移ります前に、今年度初めての協議会ということで、事務局の方も異動がございましたので、改めて県側の職員を紹介させていただきます。

ただ今挨拶いたしました高坂環境生活部長です。

鎌田県境再生対策室長です。

田子町現地駐在の藤林総括副参事です。

周辺生活安全対策推進担当の山内副参事です。

排出事業者の調査・解明、責任追及対策担当の神副参事です。

汚染拡散防止対策担当の長谷川副参事です。

環境再生計画担当の根岸総括主幹です。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境再生調整監の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行については、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、会長席へお移りお願いいたします。

古市会長： 皆様、こんにちは。

非常にご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、高坂部長もおっしゃっておられましたが、実は、この協議会2期目の最後の委員会になっております。この後、懇親会がございますので、それまではしっかり議論したいと思っております。

今日は、議事次第を見ていただきますと分かりますように、討議事項と言いますか、審議事項はございません。報告事項が、重要なものが幾つかございます。前々回に本格撤去計画を承認していただきまして、前回は環境再生の考え方につきまして、皆様のお考えを聞かせていただきました。そういうことを踏まえまして、実施計画の変更及び、それに伴う本格撤去計画の修正を踏まえた上で、マニュアルのご説明をしていただくことになっております。

それから、委員の交代ですね。この考え方。

それから、一番大事なことが、今までですと元々は岩手県と青森県、合同で修復再生を検討していたわけなのですが、各地域特性等ございましたので、今まで分かれて作業を進めて参りました。そろそろ、方法論、修復方法等が決まって参りました。相互に情報交換しよう

ではないかと、現状について相互情報を持ち寄りまして議論しましょうということに前回なりまして、今回は、岩手県の方が来られております。その辺のところをしっかりお聞きいたします。

やはり、県境が真ん中を走っておりますが、汚染地域、汚染対象地域は1つでございますので汚染修復のレベルを合わせて、地域に承認していただけるような、納得していただけるような修復対策、環境再生対策を考えて参りたいと思います。

今日もしっかりご議論をいただきたいと思いますので、委員の先生方にはよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、座って議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第の1番、最初でございます岩手県からの原状回復への取り組み状況の報告についてということになっております。今日は、岩手県の産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の再生・整備担当の吉田課長様が来られておりますので、吉田様から資料1に基づきまして、ご説明願いたいと思います。

この報告事項につきましては、1時間くらいをとる予定になっておりますので、吉田さんの方は、どのくらい時間が必要でしょうか。

岩手県・吉田課長： 15分か20分あれば終わるのではないかと思います。

古市会長： そうですか。では、その後ゆっくりと討議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、吉田様、よろしくお願いいたします。

岩手県・吉田課長： ただ今ご紹介いただきました岩手県産業廃棄物緊急特別対策室の再生・整備担当課長の吉田でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

今日は、私のほかに主任主査の木村と一緒に参っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、岩手県の取り組み状況についてご説明申し上げたいと思います。

恐縮ですが、座らせていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

岩手県の取り組み状況ですが、まずスケジュール的に申し上げますと、平成22年度までに産業廃棄物、埋まっているものについては撤去したいと考えております。と申しますのは、その後に汚染された土壌がございます。取った後、液体廃棄物、主にVOCですが、VOCで汚染された土壌、これはそのまま放置できないということで、取りあえず、産業廃棄物、できるだけ早く取ってしまうと。その後に汚染土壌を、まだ方法は決まっておりますが、取り去るなり、あるいは浄化するなり、方法は今後さらに検討を加えますが、それを24年度までに、特措法の期限までに行いたいというのが岩手県の原状回復のスケジュールということでございます。

原状回復の状況ですが、(1)アの行政代執行等による廃棄物の撤去状況ということで、

18年度末までの状況でございます。代執行と措置命令等というのは、自主撤去も含まれております。代執行につきましては、平成16年度からはじめておりまして、平成16年度に約1万3千トン、平成17年度に3万トン、これは有害が約1万3千で、普通が1万7千になります。それから、18年度、こちらは有害が中心だったわけですが、3万8千トン。それから、普通産廃が100トン。合わせて3万8千トン以上ですね。合計で有害が5万1千トン余、それから普通産廃が3万トン余で、合わせて8万2千トンということになります。

それから、措置命令・自主撤去、これにより取り除きましたのが2,400トンほどございます。合わせまして、トータルで8万4千トンということになります。

問題は、どのくらいの廃棄物が岩手県側に埋まっているかということですが、これもまた、実施計画では18万8千トンと見積もって同意を得ておりましたが、その後、新たな廃棄物が発見されました。あるいは、比重が、ポリウムが同じでも、どうも比重が増えていると。以前は、1以下で比重を見ていましたが、どうも1も超えているということで、今現在で、推計ですが、25万7千トンくらい、18万8千トンでしたから、50%くらい増えているわけです。

結局、25万7千トン、今現在の推計でございます。

今現在の推計から見ますとどのくらい撤去されたかということ、84,513トンですから、大体33%、3分の1が撤去されたということでございます。

3ページの図面をお開きいただきたいと思っております。これが、事業実施箇所の概要図でございます。平成19年度の事業実施箇所概要図と表題にあります、19年度の事業をどういうふうに進めるかについて、絵にしたものでございます。

1番廃棄物が多いのが、左上にありますAとBと書いた、A地区、B地区でございます。これは、現場に行かればすぐ分かるかと思っておりますが、高い山のような所でございますが、そこに廃棄物が埋まっています。

昨年度は、A地区全部撤去する予定だったんですが、このAとBの間に法面がございます。細かい等高線、コンタが打ってありますが、ここには廃棄物はないという、当初の想定でしたが、意に反して大量に埋まっております、A地区がどうも去年だけで終らなかったということで、今年、残りのA地区、それから、B地区に入っていくという予定でございます。

更に、J地区、この盛り上がった所と、それからN地区、積んであるもの、これを今年の目標としております。

どういう形で行っているかと申しますと、まずA地区ですと、キャッピングをはがしまして掘削いたします。これを車に積み込みまして、そこに道路がございますが、道路をずっと来まして、真ん中くらいの所に選別施設という施設がございます。この選別施設におろします。私どもでは、処分の委託をしている中心的な施設がセメント工場でございます。若干、一般廃棄物処理施設、溶融炉を持っている一般廃棄物処理施設にも頼んでおりますが、セメント工場が中心でございますので、どうしてもセメント工場の場合は受け入れ条件というのがございまして、それに合わせて出さないと受け入れてもらえないということで、選別施設で不適切なもの、主にここは大きさで分けております。150ミリオーバーとか70ミリ

アンダーとか。さらにそれを金属とかプラスチックとか、それぞれ分けまして、そして、石灰を混ぜて水分を飛ばして、それをトラックに積み込みまして、そして搬出するという形になっております。

元に戻っていただきまして、1ページ目でございます。

そういった状況で、今、3分の1ほど進んでいるということでございます。

イの方に汚染拡散防止対策等と書いてありますが、その進め方の中で、どのように汚染拡散防止しているかということでございます。

まず、雨水と浸透防止については、両県同じでございますが、キャッピングをして、できるだけ地下には水が行かないようにする。地下の汚染の広がりを抑える。当然、表面水は流れますけども、汚染水については管理する。特に、汚染されているものについては、貯留槽、水処理施設、あるいは場外搬出という形で処理を行ってきております。

2番目に環境汚染が起こっているのか、起こっていないのか。これは、測定するしかないということで、定期モニタリングを実施しております。基本的には、毎月行っておりますが、全項目につきましては、青森県さんと歩調を合わせまして年4回行っているところでございます。

3番目に県境の土留工、汚染拡散防止工、昨年度行っております。これは、下の方でご説明申し上げますが、これを行いまして、基本的に青森県さんの方に水が、地下水が流れないような施工を行いました。併せて、汚染地下水の管理を行っているということでございます。

大事なことは、情報公開でございますが、これについては、「県境産廃だより」とか、あるいはどちらでも同じでしょうけども、ホームページの中で情報を開示しております。

(2)の今後の対応でございますが、廃棄物の増加に伴う撤去計画の見直しということで、18万8千トンから25万6800トンへと修正するというところで、単年度の量を増やしているという形になっております。

2番目のイの汚染土壌対策ですが、これは、現在、委員会を立ち上げまして、そしてその対策、今後どうするかについて検討をいただいているところでございます。

2番目、平成18年度の主要工事でございます。工事は、18年度の大きい工事は1つしかございませんでした。県境土留工、汚染拡散防止工事でございます。順番にご説明申し上げます。

汚染拡散防止の鋼矢板。これは、施工延長が88.2m。土留鋼矢板、施工延長が139.8m。それから、ポンプを4か所ほど鋼矢板を打った近傍に4か所ほどということは、県境のすぐそばということですが、4か所ほど掘っております。

それから、地下水の貯水槽、これは貯留槽が中にございますが、井戸のすぐ傍に貯水槽ということで70m³の升を2か所ほど造成しております。

それから、舗装工事、これが680m²。

これが、基本的には18年度の工事ということで、現在19年度4月から5月にかけて、その場所のキャッピングを行っているということでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5 ページに絵がございませう。断面図でございませう。上の方の絵ですが、これは岩手県側から県境部を見た図面になります。従いまして、左側が南側、右側が北側ということになります。施工は、大きい太線がこの中にありますが、この大きい太線が鋼矢板を打ったという範囲でございませう。左側から施工いたしました。施工の始めは11月20日ですが、左側から施工をしておりませう。Wと書いてあります紫色の所、これが表面に紫色があるところで廃棄物が発見された所でございませう。ですから、この廃棄物のある所までは、遮水工ということで、ロームから2.5m管入ということで、鋼矢板を打っております。

廃棄物がある所、88m過ぎたあたりから、ここからは土留工ということで、土留工というのは、将来この廃棄物を撤去するわけですので、掘り起こしていかなければならない。そのための土留だという位置付けでございませうが、ここにつきましては、掘削した場合、土留としての機能が、簡単に申し上げますと、これが簡単に倒れたりしないような構造計算の上で根入れを行っているところでございませう。合わせて228m、そのくらいの工事を行ったところでございませう。

井戸の位置が4か所ほど、白抜きの赤い縁取りで書いてあります。左側、南側に2本、北側に2本ということになります。現在、この井戸から水を汲み上げておりませうが、毎日40トン、タンクローリーで4台ほど大船渡の方に運んでおりませう。これは、処理してもどうも環境基準をクリアできないのだからなという水については、場外の処理工場で処理してもらうと。

そのほかに、左から2番目の井戸、私共SW2と呼んでおりませうが、こちらの井戸については、水が比較的綺麗でございませうので、4月の岩手県の協議会でも説明しているところでございませうが、環境基準をクリアした水については、場外に放流するという形を取っております。

元に戻っていただきまして、1ページ目の説明は以上でございませう。

簡単に申し上げますと、11月20日工事が始まって、2月13日に矢板が終わっているという形です。終わっている途中、特に終わった後、水位は上がってきておりまして、それで水位コントローラーの上で場外に毎日40トン搬出するという形をとっております。

2ページ目をお開きいただきたいと思ひませう。

環境モニタリング結果についてです。これにつきましては、4月14日に岩手県の協議会において説明しているところでございませう。18年度の結果についてです。

まず、周辺表流水でございませうが、周辺の沢やあるいは河川、そういった場所では有害物質による汚染の確認はなかったということですが、ただ、場内ということになりますが、北調整池、南調整池、これは場内ですが、境界部ですから外との境界の所になります。調整池では、ダイオキシン類などが環境基準を超過した月があったということで、特に北調整池は5月、南調整池は5月のほかに7月、8月、超えておりませう。

北調整池の場合には、私どもでは、除雪の結果ではないかと考えておりませう。というのは、除雪した雪というのは白い雪ではなくて、通路の雪で真っ黒な雪だったんですが、そこを除雪した水が北調整池の方に流れていった。その雪の中に入っていたのではないかとひいうふうに考えておりませう。今年度とひひませうか、この間の冬につきましては反省に立ちまして、4

ページをお開きいただきたいと思いますが、下の所に汚染土壌置き場という所がございます。ここはキャッピングしてありまして、さらに水については貯留槽、選別施設の下に大体1600トンくらい入る貯留槽があるんですが、そちらの方に流れるようになっております。この汚染土壌置き場にこの間の冬につきましては、除雪した雪を運んできています。黒くて、泥水のような水が出ております。検査を行っておりますが、まだ結果は出てきていませんが、北調整池の方は、今年はそういう形で基準を超えることはないのではないかと。

南調整池につきましては、どうしても泥といいますが、ご存知のようにダイオキシンは水には、溶解度は殆どないということですが、粒子には付着しますので、SS分が多ければどうもSSに付いて出てくるのではないかとということです。1つは今、沈殿池を造成しております。そこでできるだけ落としてしまうと。

それから、調整池の中に仕切りを設けまして、大量に水が降った時には希釈されて出てくるのでしょけれども、小雨の場合には、その仕切りの中の水をさらに砂ろ過をして流せるような形にするという対応をしているところでございます。

次に2番目の場内の地下水でございます。これは、イと何とかと書いてありますが、これは、ちょっと見にくいとは思いますが。最後のページに、6ページに私どもの場内の井戸の位置図、赤丸で位置を書いております。ただ、例えば、左上から順番に1、2、3、4とはなっておりません。毎年、毎年掘った都度番号をつけておりますので、非常に見にくいということで、後でご確認いただきたいと思っております。イ-1、イ-2とかで高濃度の汚染があったと。イ-1、2というのは、左上の方でございます。ここはB地区ということで、廃棄物、特にVOC関係の廃棄物が大量に埋っている。VOCに汚染された廃棄物ですね。ですから、高いのは当たり前といえば当たり前だということで、場内地下水は当然、廃棄物に汚染されている地下水という可能がかなりあるということで、高いのは高いんだろうなと。ただ、問題はそれを外に出さないような形にしていきたい。

3番目の境界地下水でございます。境界地下水については、これは南調整池の近くで軽度なVOCの汚染があったということで、この図面で行きますと、イ-13とイ-18、イ-18というのは、1番右下の南調整池のあたりです。軽い程度のVOCですが、ここの水の動きは殆どないということが観測されております。

(4)の西側県境部の地下水、イ-20、イ-21-2ということで、ここについては、やはりVOCが比較的高いです。重金属とかそういうやつは殆どないんですが、VOCは高いということで、私どもでも県境部の地下水を場外搬出して処理を委託している部分については、やはりVOC、これがネックになっているという形でございます。

以上で水は終りまして、大気につきまして、これにつきましては、周辺集落、あるいは現場内で実施しておりますが、全て環境基準以内でありました。

騒音・振動につきましては、青森県内で1か所、これは水亦部落といいますが、集落だったと思っております。それから、岩手県内の3集落で実施しておりますけれども、全て環境基準内であったということでございます。

簡単な説明だったかと思いますが、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

20分、25分くらいで終わっておりますが、後30分くらいご質問していただく時間がございますので、如何でございますか。今回は、岩手県側から説明に来ていただいて、今月の中旬、下旬くらいに今度は青森県の方が岩手県に行かれるのですね。そうですね。

如何でしょうか。どこからでもご質問いただければと思いますが。

はい、長谷川先生、お願いします。

長谷川委員： 先ほどの地下水を1日に大体40トンくらいで処理するというお話しでした。1ページの資料の中で、1番下の所で、主要工事等の所で、地下水の貯水槽というのが書いてありまして、これで1基が70トン、2つあるようですが、これは先ほどの地下水を1回溜めて、それから搬送するのでしょうか。これは何のためにあるのかな？ということです。

岩手県・吉田課長： 地下水を一度溜めるためです。この貯水槽というのは、図面では1番最後のページですね。赤いやつで遮水壁、赤い線の直線で書いている遮水壁の1番下の方にイ-20という赤い井戸がございますが、このイ-20の下の方に、丸いのが2つほどございます。この丸い2つが昨年度造った、いわゆる貯水槽です。70トンが2基で、ここから満杯になれば更に真ん中の選別施設の下に貯留、汚染水処理施設の所に貯留槽がございます。貯留槽が4槽ありまして、これが大体1,600トンから1,700トンくらい入りますが、基本的には、70が2つで、そこでローリーに積んでしまうと。綺麗な水、比較的綺麗な水について、環境基準をクリアする水については、この貯留槽の方に持ってきまして、そこで水処理施設で水処理をして、環境基準以下であることが確認された場合には放流するというような流れでございます。

長谷川委員： それに関連してですが、先ほどある程度汚染している水は、タンクローリーで持って行って、かなりしっかりした所で処理されるようですが。これですと、70トンの地下水を汲み上げたら全部そこに入れてしまって、その水質をお測りになって、その結果、ある基準をクリアしていれば、今のおっしゃった調整池へ持っていくけども、オーバーの分はタンクローリーで運ぶというふうな2段構えでやっておられるのでしょうかね。

岩手県・吉田課長： ちょっと説明が足りなかったですね。やっぱり詳しくお話しなきゃならないですね。

今までもいろいろ経験してきていまして、どうも北側の2つの井戸、これについてはどうも処理しても駄目なんじゃないかと。環境基準をクリアしても、見た目が例えばちょっと臭うとか、そういうのでは流せないでしょうということで、この2つについては、これは処理するのは今のところ諦めております。

南側の井戸については、2つありますが、そのうちの更に南の1番下の方。これについてもちょっと止めた方がいいなということで、この3つは、1つの70^m³に入れて、これはタ

ンクローリーで持って行っている。もう1つの70m³の方については、SW2と言っているのですが、南側の下から2つ目、これは比較的たちがいいので、これについては、水処理の方に持って行って、流せるものは流す。流せないものについては、持って行くしかないですけども、そういう形になります。

長谷川委員： よく分かりました。多分、先ほどのご説明を伺うと、非常に大変に水質検査した後であちこち持っていくのは大変かなと思ったのですが、今のように、先ほどの説明にありましたように、北側の方はかなり汚染しているという可能性があるので、2つあるとすれば1つ分を入れたり、そういうふうなご配慮をされているということで伺いました。分かりました。ありがとうございました。

岩手県・吉田課長： それで、水質検査は勿論やっております。VOCとCODというのは、基本的にそこをコントロールしなきゃならない部分ですのでやっております。ただ、重金属とかそういうものは出ていませんので、これについては定期的なという形になります。

古市会長： 確認しますと、上の方のイ-22の所のNW1、NW2という揚水井戸と、南側、下側のイ-21のSW1、SW2というものがございますね。それで、高いのは常に高くて、少し臭いがするのはどちらですか。下の方ね。

岩手県・吉田課長： いわゆる、処理を、今の段階で処理を諦めているのがNW1とNW2とSW1です。処理すれば環境基準をクリアできるというふうに考えて、実際クリアできているのがSW2です。

古市会長： そうですか。SW2以外は直接タンクローリーに行っていると。

岩手県・吉田課長： それで、注釈を一言申し上げますと、このSW1とSW2は、非常に近いです。近いですけども水質は全く違います。これだけ近いんですけど。

古市会長： 何がですか。NW1とNW2ですか？

岩手県・吉田課長： SW1とSW2は、水質がまるで違うと。SW1は相当VOCが濃いという形になりますし、水量もSW1とSW2で3倍くらい違うと。

古市会長： NW1の方は如何でしょうか。

岩手県・吉田課長： NW1も水量は比較的少ないです。ただ、VOCもありますし、何かいわゆる測定項目では測定できないような部分でも、例えば、微かに油膜が見えるとか、そういう点で、

どうもこれはということで運んでおります。

古市会長：なるほど。このSW1の方は、どちらかといいますと、E-7が高濃度のVOC汚染がされていますよね。先ほどおっしゃられましたが、2ページ目の所で場内地下水ね。これは、このあたりが元々の汚染したドラム缶200本くらいでしたか、それを埋めたすぐ近くでしょう。ですから、このへんの影響がかなり出てきているわけですね。

岩手県・吉田課長：そちらから流れてきているのかなと、推測です。

古市会長：という影響ですね。地下水の場合は、非常に不均質ですから、水みち的には十分考えられるわけです。近いからといって、同じというわけではないのだろうとは思いますが。ほかに如何でしょうか。大久保委員、お願いします。

大久保委員：八戸圏域水道企業団の大久保です。

先月ですか、岩手県の原状回復対策協議会が終了してから、県境産廃の一部地下水については、岩手県として処理後、本県側に放流するという記事がでました。その記事を見ましてから、私達、お邪魔をして見学させていただきました。ありがとうございました。

実際、岩手県側と青森県側との取扱いはちょっと違うような見方をしてきました。確かに、4本井戸があって、SW2ですか、そこは幾分かきれいだろうから排出して処理、沈殿処理をして、砂ろ過をして排出、南調整池を通過して境の沢に投げるんだというふうなことでの方針だと思っています。公表されたデータを見ますと、結構、南調整池であったり、北調整地であったり、本来、砂ろ過をして境の沢に投げるというふうに言われている部分が、私達から見れば、VOCよりもダイオキシンが重要ではないかなと思っておりまして、1ピコグラムを超えるようなダイオキシンが検出されております。それについては、今、除雪をした際のものだとか、そういうふうなことも出ましたが、キャッピングシートからの雨水でもある北調整池のものでも出ておりますし、処理しているというものが凝集沈殿、砂ろ過だけであるというのは、非常に怪しいなという気がします。

活性炭吸着を、木炭層を通すということも一部行われているようですが、部分的にバッチ式で測るということもなされてはいると思いますが、このデータを見る限りにおいては、きちんとダイオキシン類が吸着される溶解性は少ないとは言いながらも、吸着される可能性は非常に少ないなと思っております。

青森県側が、水処理施設ができる前に木炭層を作って、できるだけ吸着する施設を作った。そして現在は、排水についてきちんと化学的な処理、分析的な処理、生物的な処理をしているということについて、ちょっと違いがあるような気がします。

ですから、測ってやっているのだと言いながらも、ダイオキシンについて結果が出るのが遅いでしょうし、連続して流している部分ということがあったとすれば、これは境の沢を通過して、熊原川、馬淵川に流出する懸念があるのではないかと考えております。

八戸市の八戸地域の対策推進協議会でも、17日に会議が開かれておりまして、その新聞記事にも、排水についての質問が出て、地下水放流に不安もというタイトルで書かれております。この辺の青森県と岩手県との違いというか、やっぱり同じ廃棄物ならば、やっぱり同じレベルで管理するべきではないかなと思っておりますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

古市会長： その前に、量的なことなのですが、40トン/日汲み上げていますよね。それで、タンクローリーで搬出する部分がそのうちどのくらいなのか。

岩手県・吉田課長： タンクローリーで搬出する分が40トン/日というふうに申し上げました。そのほかに、日によってバラツキがございますが、要するにNW1、NW2、SW1、この3つで大体40トンくらい。SW2は、ポンプのあれによって違いますが、20トンだったり、30トンだったりするということになります。

古市会長： 分かりました。

今、大久保さんがおっしゃられたのは、どちらの部分の話ですか。

大久保委員： SW2の方が、非常に水質はSW1とか、NW1、2に比較してきれいなのだと。そうすることで南調整池を通して、境の沢に放流するということになっております。実際、調整地、南調整池も北調整池も、それぞれ公表されているデータを見ると、ダイオキシンの濃度が高い時があるのじゃないですか、ということです。

古市会長： ということです。現場で処理する部分について、青森と岩手県では水処理の仕方が異なるのではないのでしょうかというご質問です。

岩手県・吉田課長： 南調整池、北調整池、こちらからのダイオキシンが環境基準を超えて出たという、昨年度も何回か出ているということは、私も非常にこれは問題だと考えておりまして、対策は検討しているところでございます。一応、沈殿池とか、最後の調整槽の改善などは行っているところです。

ただ、地下水が、この南調整池、北調整池のダイオキシンと地下水がリンクしているということにはならないかと思えます。地下水自体のダイオキシンは非常に低濃度でございますし、それから、地下水を放流すると、実際、放流したのは5月の連休後ということで、昨年度のダイオキシン、南と北から環境基準を若干超えたのがあったというのは、北の場合には雪解け水ということで、除雪ということで結構あったのですが、南の方については、地下水という形とは無関係だと。

ただ、そうは言っても、勿論、南調整池のダイオキシンについて環境基準を当然クリアするべきですし、クリアしたものを流すのは当然でございますので、それについては、今後、

そういったことがないように、更に検討を進めるといことは考えております。

古市会長： 大久保さん、よろしいでしょうか。

大久保委員： 調整池から環境基準以内のものを流すということですが、ダイオキシンなんか連続で測っているんですか。連続とは言わないまでも、1日ごとだとか。

岩手県・吉田課長： 勿論、当然、そういうふうには測っておりません。ただ、水質というものについては、突発的なものによりますが、例えば、ダイオキシンのような形のものですと、非溶解性のものについては、例えば、突発的に急に100倍も1000倍も高くなると考えるのは、ちょっと不自然じゃないかと考えております。

ただ、環境基準を超えるということがあったということは、これは勿論、遺憾ですし、その点についてご指摘にあるのは当然ではあると考えております。

大久保委員： 私達の水道の水源というのは馬淵川で、上流が熊原川、上流がこの田子の産廃地区なのですが、県境産廃対策協議会ということで、青森県においては、いろんな浄化設備を造っていただきました。また、完全な水処理施設を造っていただいた。浄化工程を省略するんだという途中の青森県の提案もありましたが、それについてもこれからごみをかき混ぜる時にいろんなものが出てくるんじゃないかということでお話をしましたら、きちんとデータを集めて、高度処理の有無を判断する、きちんと明確にするということで水処理施設を継続した経緯があります。きちんとした経緯、安全だということが確認された水をもしかして流すというのであればそうですが、今のような状態であると、推測でしかない。そういうダイオキシンを含んだ水が出るのではないかという気がしますけども。

岩手県・吉田課長： 問題なのは、南調整池の水が、ダイオキシンが何に由来しているかというところが基本的な問題というのは、そのとおりだと思います。

これはなかなか難しい問題であろうかなと。少なくとも私ども、地下水がそこに寄与しているとは考えてはいません。ですから、今の地下水の問題にリンクした場合には、そちらとは連動性はないのではないかと。ただ、その水が、例えば、水処理施設とおっしゃられましても、急にすぐ手当てできるというわけにもいかないので、私どもで簡単な設備ですが、マイクロバブルと木炭、木炭の設備は急ごしらえですが、付けておりまして、それで少しでも減らせるのかなという形ではやっております。

今後とも、そういった形で何らかの改善は常に考えていきたいと考えております。

古市会長： 大久保さん、よろしいですか。まだ、沢山おっしゃりたいことはあると思うんですが。

大久保委員： 話したいことがありまして、処理水をマイクロバブルを通して戻したり、何だりという

ことで調整池に入ってきておりますが、キャッピングシートからの雨水等が入る北調整池についてもそうだし、かなりの高度のダイオキシンがあるので、全体あの辺は汚染されている部分があるのではないかと考えておまして、基本的には産業廃棄物を排出するということと、汚染された水を含めてそれは場外に出さないんだということがなければ、ちょっと困ったなというふうな気がしております。

岩手県・吉田課長： 北調整池については、出てきているのは5月だけですので、そのほかの月は出てきていないと、ダイオキシンは。それであれば特定できるのは、除雪した雪だろうと。除雪した雪を北調整池の方に流れるような場所に置いていたというのは、確かに適切ではなかったということは認めざるを得ませんし、そのために、今回は改善しているということです。今後ともそういった形で、ご心配になるのは分かりますので、そういった形では改善を図っていきたいと考えております。

古市会長： おっしゃられるように、北側の方は5月のみということと、雪、除雪の時に黒い雪があるということで、表流水を通しての流出だろうと推測されているわけですね。南側については、大久保さんもおっしゃっていますが、原因が特定されていないよと。吉田さんの方では、多分、これは地下水は関与していないであろうとおっしゃっていますよね。ただその時に、表面的に、表層部分にダイオキシンに由来する汚染したものの何かがあって、何らかの浸透によって地下水にあって、間接的に汲み上げるということは十分考えられるわけですね。例えばですよ。可能性として、そういうことは考え難いということをおっしゃられる根拠を説明していただいた方がむしろ分かりやすい。

岩手県・吉田課長： 地下水についてですか？

古市会長： いや、経路、経路。

岩手県・吉田課長： 経路ですか。

古市会長： 予測される。それはないであろうとおっしゃるのであれば、その客観的な説明。

岩手県・吉田課長： ダイオキシンが出てきたというのは客観的事実ですから。原因は当然あります。その原因が何かということになりますと、1つは表面水と地下水ということになります。地下水は、これは昨年度のデータですが、昨年度は地下水を汲み上げておりませんので放流しておりませんので、そうじゃなくて表面水が原因だろうと。だから、ここを何とかしなければならぬと。

つまり、事業場の中に廃棄物があると。そこには焼却灰もあれば。そこで撤去作業をやっているということは、当然ですが、その中にはダイオキシンが幾らかでも含まれている可能

性はある。それを場外に流さないような、そういうような経路なり、流路なりを行っているのですが。

例えば、そういう汚染水については、貯留槽に入れて、それで場外へ搬出するというような形などを取っているのですが、ただ南調整池からそれが出たということは、それが、例えばキャッピングシートから流れているものは非汚染水ですが、それが何らかの形で場内の汚染がそちらの方に若干なりとも、環境基準を僅かでも超えたということは、若干なりとも流れている可能性というのは、当然、そういうふうに見ざるを得ないというお考えであるというのは否定できないと思います。どこからか原因はあるわけですから。ですから、それについては、出口の方で改善策を図るしかないなと考えています。

つまり、南調整池なり、その前に沈殿池を作るなり、そういった形でSS分をできるだけ減らして、そういったものが、付着したものが流出しないような形でやると。さらに、改善策等についても、今後とも検討していきたいということでございます。

古市会長： 基本的には分かるのですが。今後、撤去作業をするにあたって、やはりいろいろ地層なり廃棄物を攪拌しますよね。そうすることによって、地下浸透等が考えられるわけです。いろんな可能性が考えられるわけです。ですから、あらゆるものを考えた上で、最悪でどうなるかというような経路を考えないと、抜本的な対策にはなりませんよね。

申し上げたいことは、出口だけでいいのか。ブラックボックス的な所に対応できるのかというのが、青森県の方では1番問題になったんです。ですから、その辺のところをしっかり見極めて、不確定な部分をどう抑えるかというところで腐心したわけです。ですから、その辺をそう簡単に考えられないというふうにおっしゃられると「エッ」ということで、我々としてはちょっとびっくりした面があると。

岩手県・吉田課長： 考えられないということは、18年度の測定結果については考えられないと申し上げたわけです。

古市会長： いやいや、そういう意味ですか？

じゃ、今後、そういうものが関係する可能性もあるわけですね。

岩手県・吉田課長： 今後は、地下水でも測定は継続して勿論やっていきます。

古市会長： ほかに如何でしょう。私ばかり喋っても仕方がないので。皆さん、おっしゃりたいことが一杯あると思いますが。

釜淵さん、お願いします。

釜淵委員： ご提案でもよろしいでしょうか。

古市会長： どちらに対する提案でしょう。

釜淵委員： 全般的なことですが。

青森県の汚水処理施設が、能力に余裕があるのであれば、今の40トン、タンクローリーで大船渡に運搬している40トンと、今、議論されている心配される汚水といいますか、そういう水を青森県の処理施設で受けてやるような考え方は如何なものでしょうか。

古市会長： このへんは、県のお考えを聞かないと。

釜淵委員： 県に対してお願いできるのであれば。

古市会長： 鎌田さん、如何でしょうか。

鎌田室長： それについては、実は昨年度、岩手県さんの方とお話ししまして、今まだ工事中だったものですから、壁を岩手県さんの方で造っている。うちの方はピットがまだできていない、それから雪解け水がどのくらい出てくるか分からない、今後、掘削することによって水質がどう変わるか分からない。

そういうような状況をちゃんと見極めて、そして水質、水量、どのくらい出てくるのか、壁を打ったことによってどのくらい変わってくるのかということ全部条件というか、データを揃えて、そして岩手県の方の水質のデータもどういような水質なの、そういうものも含めた形で、全部出し合って、それから検討しましょうという具合に話し合っております。

釜淵委員： 是非、検討して、公的資金の有効利用と、これから再生するにも両県が一体となるという意見が出ておりますので、一段階として仲良くしていければなと思います。

古市会長： ありがとうございます。

今、それは努力されているということですので。ほかに如何でしょうか。

西垣先生、お願いします。

西垣委員： 西垣でございます。

さっき吉田さんのご説明で、皆さんご質問されている2枚目の所で、場内の地下水のイ-1、イ-2、イ-7の所ですが、イ-1、イ-2は境界くらいの所にあるので、流れがこの場合ですと東から西へ地下水が動いていますので、その辺にずっと集まってくるのは当然ですが、例えば、イ-7が汚染していることは、これは汚染したやつはまだまだこれから西へ向って、井戸の中にどんどんどん汚染した水が集まってくるという心配は、僕等はしません。丁度真ん中でございますので。

それから、イ-13、イ-18、これは下りていっている所で軽微なのですが、ここは地

層の層が下の難透水層まで厚い層で、なかなか止水壁が打てないということで問題になったんですが。これをさっき吉田さんは、何とか境界外にあまり出ないように流出防止を考えるとこのふうにおっしゃっておられたんですが。何かその方策は考えておられるのかどうかですが。

岩手県・吉田課長： イ - 13と18、これは、私どもの観測によれば、水の動きは殆ど動いていないというふうに承知しております。ですから、ここに矢板を打つなり何なりということは、今のところ考えていないと。

ただ、イ - 7については、ここが汚染土壌があることははっきりしていますので、これを何とかしないと、水の問題はずっと引っ張りますので、これは今年度汚染土壌の浄化対策をやることにしております。やる予定でございます。

ここを何とか浄化すれば、イのSW2、SW1についても、水質が幾らかでも良くなるのかなと考えております。

古市会長： よろしいですか。どうぞ。

西垣委員： 恐らく、東から西へ流れている状態。さっきSW1とSW2で、僕等、この中で1番水の量が多いのは、パミスの所は多くて5ページの断面図を見せていただきますと、左からSW1、その次はSW2になると思うのですが、この下にロームがありまして、ロームまで一応井戸は入ってポンプアップされているんですが、途中の粘土層の上のこれは地層が書いてないのですが、だいたい色が、非常に透水係数が多い層がどこかにあるのだと思うんです。その水が今、SW1は汚染しているとなったら、そこまで今汚染がきているのかどうか少し心配なのですが。どの辺の深さまできているのかなということ。

岩手県・吉田課長： SW1の汚染の関係で。

古市会長： いや、SW1の所がかなり汚染されていますよね、ダイオキシンに。ですから、これの断面図を見ていると、揚水した井戸のスリット等があって、ここから汲み上げているんですが。その場所によっては、この辺の周辺の地下水を拾っている可能性がある。そうすると、地下水の賦存状況みたいなものはどういうものでしょうかという、そういうご質問なのですが。

岩手県・吉田課長： 地下水は、流れの方向ということ。

古市会長： ですから、もともところが一番高い所が台地のの上なんです。尾根があって。これを見ますと、先ほどの図で見ますと、6ページで見た方がよろしいでしょうかね。

イ - 13、18の方、こちらの方が地下水位の分布を見ますと、東南方向に南東方向に地

下水が流れというふうに地下水分布が考えられるのです。それから、この辺のイ - 7 とか、SW 1、SW 2 の地下水というのは、西側、青森県側に流れるということは十分想像、予測されているし、実際そうだったわけです。

ここで、遮水壁を県境で打ちますと、地下水位の賦存状況が変わってきますし、中身も若干変わる可能性もあるんです。場合によりまして、このSW 1 のところが非常に危険になる可能性があるし、13、18 も高ければ、東南方向に流出していく可能性、今は動いていないとおっしゃっていますが、今後の状況によっては流れてくる可能性は十分あるんです。その辺のところが、実はこう言うてはなんです、青森県側と岩手側の地下水位の賦存状況に対する考え方の違い、認識、状況認識の違いがありまして、実際、予測で元々岩手県側では出ないというふうにしていたのが、実は青森県側では60トン/日くらいがくるであろうというのが実際そうだったわけです。証明されたわけです。岩手県側で。

ですから、その辺の予測の違いもございまして、ですから今後、どうなっていくのだろうという不安が非常にあるわけです。ですから、その辺のところをしっかりと見極めて調査されて、やっていただけませんか、というのが、西垣委員のおっしゃりたいことだと思います。

岩手県・吉田課長： 分かりました。

調査はしておりますし、なかなか地下のことは、簡単には分からない。ただ、最近のあれですと、イ - 20 の南の方の西南西から東北東にかけて水位の高い所があります。あるということが分かっております。調査の結果、そこから北の方と南の方で、言ってみれば地下の分水嶺、水位の高さからいけばですよ。分水嶺になっているということは分かっております。

古市会長： 分かりました。鋭意調査を続けていただきまして、また何か分かりましたら教えていただきたいと思えます。

藤縄先生、お願いします。

藤縄委員： よく分からないので教えていただきたいのですが、40トン を揚水されているというお話だったんですが、これは揚水の井戸がございまして、それで井戸の底に水が溜まる都度、その揚水をされるということによろしいんですが。

岩手県・吉田課長： やり方はいろいろあるんでしょうけども、基本的に40トン、今運んでいるのは、オン・オフでやっております。水位設定しまして、ある水位まで上がった時にポンプがオンになる。水位が下がった時にオフになる。このオン・オフ・オン・オフで、ですから大体、水位コントロールという形で水を汲み上げるという形でございます。

藤縄委員： はい、大体分かりました。

もう1つ、コントロールしている水位が、それぞれどういう位置関係にあるのかによって、

水の流れる方向が変わってくるのですが。その位置関係からいうと、揚水井戸の中で1番低い水位設定がされているのがどこで、どこが1番高く設定されているのか、その辺が分かれば。

岩手県・吉田課長： 低い、高いといいますが、水位的に言えば、SW2の所が低いです。N-1は高いです。ちょっとお待ちください。数字をちょっと見ますから。

古市会長： 藤縄先生、これはローカルな水位変化、元々これは、こういう県境の所の鉛直壁みたいなものを打つ前の水位分布みたいなものは大体分かっているんですね。それを打った後の水位分布はまたどうなって、揚水した時どうなるかとか。そういうのはやっぱりきっちり抑えないといけないと思うんですね。というのは、この辺が非常に、先ほどもイ-7という部分でVOCが高い、非常に高い部分なんですね。それと、ダイオキシンの部分が、原因が分かっていませんよね、はっきりした部分が。だから、非常にその辺をもう少ししっかり議論する必要があるんじゃないかと思うんですが。

藤縄委員： おっしゃる通りだと思いますが。基本的な物理法則からいいますと、水位の低い所に地下水は集まるということでございますので。

岩手県・吉田課長： 遮水壁がありますが、北の方から高いです。北の方が地下水位は高い。南に行くほど低いと。具体的に言いますと、ここで言いますと、イ-22、Dの北の方にもう1つここにはない水位測定があるんですが、そこに比べると、下の方のイ-20は5mくらい地下水位は低いという格好になっています。

ただ、コントロールしているのは、その地下水位の場所での上がり下がりコントロールはしています。通常の過去のデータを見まして、それよりも高くなってきた場合には汲み上げてしまうと。少なくとも、廃棄物の層に、廃棄物がある層までは上げないと。地下水位を上げないというような形でコントロールしております。

藤縄委員： 一般論なんですけど、汚染が域外に拡散させない、汚染を拡散させない手法の1つが、水位をコントロールして、域内に1番水位の低い所を造っておくと。そうすると域外には流れていかない。こういうやり方がありますので、どこを1番水位を低くして、この域内の地下水の流れをコントロールするかというのは、少しご検討いただいた方がいいのかなという感じがいたします。

岩手県・吉田課長： 今、私どもで1番低くしているのが、イ-20の所ですね。南側の所になっております。そこが、元々の地下水位が低いですから、その所でコントロールしているという形になります。

藤縄委員： 分かりました。そうすると、イ - 20 に向って基本的には流れると考えると、多分、大きな間違いはないだろうということだと思います。

古市会長： ありがとうございます。

大分、状況が分かってまいりました。時間が参りましたので、ほかに特段、何か今、お聞きになりたいことがありますか。

福士先生、お願いします。

福士委員： 1つコメントと、1つ簡単な質問だけ。

コメントと言いますのは、今日の話、聞いていますと、結局は青森が遮水壁を造りまして、閉じた形で水処理をします。岩手の方は、開いたオープンな形のままで何とか環境浄化、水処理していきたいということに尽きるのではないのでしょうか。したがって、岩手の方はいろんなリスクがこれからも伴う可能性が大と考えるしかないということで、今日のお話で頑張っていたきたいということしかないと思いますが。

簡単な質問なのですが、先ほど、水処理にマイクロバブルも使っているというお話ですが、何のため、何を取るために使っているのでしょうか。

岩手県・吉田課長： 基本的にいうと、普通のあれでいけば、油を上にも上げる形のものですね。その後に木炭を組み合わせるという形でやっています。再三、水の問題が出てきておりますし、水についてご心配されるのは私どもも十分分かります。

私どもの責任として、やはりお約束した以上は、そういった水は、いわゆる基準に、私どもが基準を設定した水を超えるものは流すべきではないし、流してはならないという形で、今後も取り組んで参りたいと。それについては、取り組んで参りたいと思っております。取り組みます。

古市会長： ありがとうございます。

大体、お聞かせいただいた。これから、1回だけではなく、また今後続けてやるんでしょう。今月、青森県が岩手県に行かれて。また、何回かやるんですね。そうですね。

岩手県・吉田課長： いや、そのへんはまだ聞いておりませんので。

古市会長： そうですね。これっきりですか。

岩手県・吉田課長： いや、そんなことは言っていないんですが、いずれ、現場は1つでございますので、建設的な方向でいけるのであれば、私どもも良いのかなとは考えていますが、ただ、私一人で決めるわけにも参りませんので。

古市会長： 分かります。何か宇藤さん、最後に。

宇藤委員： 排出方法のことで、青森県の場合は、結構、運び先で困ったことが多かったんですが。岩手県の場合は、搬出先を決めるのにどのような工夫をされたのかお聞きしたいんですが。よろしくをお願いします。

岩手県・吉田課長： 搬出先？

宇藤委員： はい。

岩手県・吉田課長： 持って行く先ということですか。

宇藤委員： 持っていく先です。

岩手県・吉田課長： 処理先ですね。処理先は、処理できる所が岩手県ではセメント工場しかないです。ですから実はいろんな所を選べればいいのですが選べない。福島とか長野まで行けば処理先もあるでしょうけども、なかなか遠すぎますと費用も莫大になりますので、できるだけ運搬費用が掛からない所でやりたいということで、基本的には余裕があるセメント工場です。セメント工場以外では、一般廃棄物の処理施設で溶融炉を持っていて、余裕のある所というような形で、更に、民間の処理施設でそういった適切な場所があればお願いしたいと。いくらかでも処理できる先は多い方がいいわけですので、それは今後とも努力して参りたいと考えております。

古市会長： と申しますと、基本的に実施計画の方では地域内で処理するのが基本とされていると書かれていると思いますが、やはり同じように岩手県でも処理先は難しいということでしょうか。

岩手県・木村主任主査： はい。処理先の確保はもう当初の時点から1番の課題でございまして、岩手県の場合は、特に目星のついた処分先、処分先が目星がつかましたらば、付近の住民の方と説明会をやりまして、それで大体これでいけそうだという感触となってから処分先と随意契約を結ぶというふうな形でやっております。ですから、処分を始める前にまず地元で説明とか、そういうふうなものを充実させると。いけそうになってから、処分先と随意契約を結ぶという形ですね。

古市会長： ありがとうございます。

大体、お聞きしたと思います。

これは、岩手県さんも大変だなと思いますが、当初の19万くらいだったものが、7万トンも、40%くらいアップしたんですね。これは多分、大変だろうなという気がいたします。

そのコスト面で非常にご苦労されるんじゃないかと思います。

どうもありがとうございました。大分、状況が分かりましたので、今度また、青森県の方でいろいろご議論いただいた内容をまた岩手県さんの方にご説明申し上げて、またいろいろご意見をいただいて調整して、現場は1つというところで修復に向けて頑張っていきたいと思いますので、今後とも、よろしくお願ひいたします。

岩手県・吉田課長： どうもありがとうございました。

古市会長： では、次の報告事項に移りたいと思います。

2番目の実施計画の変更及び本格撤去計画の修正ということで、資料番号2番につきましてご説明いただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

事務局： 福士と申します。よろしくお願ひいたします。

実施計画の変更と本格撤去計画の修正についてご報告いたします。

お手元の資料2でございますが、実施計画の変更につきましては、前々回、前回の本協議会において経過を報告してきたところでございますが、本格撤去マニュアルのご説明に先立ち、最終報告をいたします。

資料の下から3行目にありますとおり、前回協議会後の3月5日に変更案を環境省に提出し、お陰様をもちまして3月26日に環境大臣の同意をいただきました。

また、この実施計画の変更に対応して、3月30日に本格撤去計画の一部修正を行いました。

資料の裏面をご覧ください。

実施計画の変更内容でございますが、1つは掘削方法の見直し、2つ目は処理方法の拡大で、変更内容は前回ご報告したとおりの内容となっております。

また、本格撤去計画につきましては、今後、「処理方法の拡大について検討する」としていたところ、この実施計画における処理方法の拡大と同様の表現に修正をいたしました。

実施計画の変更と本格撤去計画の修正についての報告につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございました。

如何でございますでしょうか。この実施計画の変更内容につきましては、前回の協議会でご紹介いただいた内容でございます。正式に環境大臣の同意を3月26日にいただいたということでございます。

今日のマニュアルのご説明もあります。一部、それに沿って修正がされるということでございます。

何かご質問がございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、これから着実な撤去作業、修復作業を進めるに当たっての基本になる、本格撤去マニュアルについてご説明いただきたいと思います。今日は概要版の方でご説明いただくことになっております。

それでは事務局、よろしくお願いたします。

事務局：それでは、廃棄物本格撤去マニュアルの概要をご説明いたします。説明は、環境再生計画担当、汚染拡散防止対策担当、周辺生活安全対策推進担当のそれぞれの担当から説明させていただきます。

今年度からの本格撤去に当たりまして、新たに廃棄物の撤去マニュアルを作成いたしました。平成16年度から始まりました廃棄物の一次撤去の際には、一次撤去マニュアルを作成し、それをもとに撤去作業を進めて参りました。

今回、本格撤去マニュアルを作るに当たりまして、これまでの一次撤去の経験と実績を踏まえて、マニュアルの項目の見直しを行いました。今回新たに2番の廃棄物の区分管理マニュアル、3番の土壤確認分析マニュアル、7番の計量マニュアル、12番の浸透水量管理マニュアルの4つを追加しました。

また、一次撤去の際には、掘削・積み込みの2つをまとめてマニュアルとしておりましたが、撤去の本格化に伴い、掘削作業と密接に係る遮水について、1つのマニュアルとして独立させました。

また、処理施設に応じた選別についても、積み込みと合わせてマニュアルを定めました。

マニュアルの新規追加項目は、次の4つです。廃棄物の区分管理マニュアル。本格撤去では、廃棄物の処理先が増えることから、普通産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分管理が必要となる場合があります。

また、ブロックごとに廃棄物の種類などを管理していくことから、それらの方法を明確に決めました。

土壤確認分析マニュアル。廃棄物の上を覆う覆土の安全や廃棄物の撤去完了の確認方法を詳細に定めております。

計量マニュアル。現場内にトラックスケールを新設しましたので、廃棄物の掘削量の把握や運搬車両の過積載防止のための計量手順を定めております。

浸透水量管理マニュアル。遮水壁が完成し、本格的な廃棄物の掘削が始まることから、掘削に伴ってキャッピングを剥ぐ面積を最小限にし、廃棄物へ浸透する雨水の量を削減して、浸出水量を抑えるために手順を定めております。

これまで、掘削と積み込みについてマニュアルを作成しておりましたが、今回新たに、掘削作業に密接に関連した遮水について、そして、処理施設に応じた選別方法や取扱う廃棄物のハンドリングについてマニュアルを拡充しております。

マニュアルにはまず、本格撤去の基本的な事項を定めています。撤去期間は、平成19年度から国の支援が受けられる期限である平成24年度までの6年間。本格撤去する廃棄物は、一次撤去完了後の残る約5万5千トン、これを24年度までで分割して撤去していきます。

撤去作業の進捗状況は、運搬車両への積載重量で日々管理し、撤去量は逐次公表していきます。

また、新たに撤去完了の確認方法をはっきり明記しました。撤去完了の確認は、標高5mごとに廃棄物の撤去が終った段階ごと、住民の皆さんへ公開して行います。撤去後の露出した地山に廃棄物がないことを確認します。その後、地山の土壌を公定法により分析します。分析の結果は速やかに公表します。

なお、作業の安全管理として、天候が悪く撤去作業に危険が伴う場合は作業を中止したり、また、現場内ではヘルメットやマスクなどの保護具を必ず着用することなどを一次撤去の時と同様に定めております。

県、現場管理者、処理業者などの関係者が現場に週1回集まったの工程会議や、住民の方にも参加いただいていたの月1回の全体会議により、作業予定の周知、そして撤去作業に当たったの課題点、問題点の把握を行って、作業がスムーズに進むよう、そして、必要があれば作業の改善を図っていきます。

こちらは、撤去現場の全体配置図です。緑色の部分が、本格撤去の対象エリアとなります。このエリアは、昨年の9月に完成した遮水壁で囲まれております。現場の上の部分、最北端の部分は、平成18年度までの一次撤去期間に撤去が完了した部分です。ここに本格撤去用の選別ヤードを建設しました。現場の廃棄物は、このブロック管理図のとおり、20m四方のブロックごとに縦方向、横方向、そして深さ方向できちんと背番号をつけて、その性状や搬出先を管理していきます。

ブロックごとに管理した上で、現場の廃棄物は重金属類などを含んだ特別管理産業廃棄物1とVOCだけを含んだ特別管理産業廃棄物2、そして、これらの物質を含まない普通産業廃棄物の3つに区分します。そして、普通産廃処理施設への搬出の際には、事前に分析を行って、普通産廃であることをきちんと確認します。

こちらは廃棄物の撤去基本フローです。特別管理産業廃棄物は、基本的に特別管理産業廃棄物の処理施設で過熱処理により無害化し、適正に処理します。

普通産廃も基本的には加熱処理を行いますが、その性状などから加熱処理に適さないものにつきましては、廃棄物処理法に定められた処理法のうち、最も合理的な方法で適正に処理します。

普通産廃処理施設に普通産廃を搬出する際には、掘削前に対象となるブロック、廃棄物1000m³ごとの公定法による分析を廃棄物処理法に従って行い、確実に普通産廃であることを確認します。分析の結果、普通産廃でなかった場合には、特管処理施設へ搬出します。

分析は、カドミウム、鉛といった重金属類やダイオキシン類、そして揮発性有機化合物といった、ここに掲げた項目について行います。現場では、当初、25か所のボーリング調査、9断面の高密度電気探査、試掘調査などの68検体、さらに38検体の土壌分析などを行っておりますが、現場からこれまでの間、一度も検出されていない項目などは、分析項目から除いております。

特管判定基準と照らし合わせて、1つでもこの基準を超過するものがあれば、分析した廃

棄物のブロックは特別管理産業廃棄物として扱い、特管処理施設で適正に処理します。

現場で廃棄物と分離できる覆土は、掘削しながら廃棄物から分けて仮置きし、1000m³まとまったら公定法により分析を行います。元々、現場の山を崩したものを廃棄物の上に覆い被せておりますので、覆土が分析の結果、土壤環境基準と照らし合わせて汚染がない場合には、現場内の造成などに利用して、元の姿に戻します。土壤環境基準を超過している場合には、勿論、現場から搬出して適正に処理します。

廃棄物の撤去完了の確認方法についてもマニュアルでは詳細に定めております。廃棄物を撤去した後に、目視で地山に廃棄物がないことを確認します。そして、重機で地山を掘り、もう廃棄物が埋っていないことを確認します。この重機での試掘などの確認は、公開して行います。住民の皆さんに立ち会ってもらい、実際に作業を見ていただきます。その結果、廃棄物があれば、更に撤去をします。そして、廃棄物のそのものが無くなったことが確認できれば、更に地山の土壌を分析して、土壌が廃棄物により汚染されていないことを確認します。

測定項目のうち、VOCは揮発性が高いことから、ガス吸引し、それを分析することと法律で定められております。

また、重金属類については、土壌そのものを採取し、そして分析を行います。

分析の結果、もし汚染が確認されれば、30m区画の調査から10m区画の調査へと汚染の範囲を特定し、さらに深度方向調査により汚染がどの深さまで到達しているか追跡します。そして、汚染されている土壌は、確実に撤去します。汚染土壌が無くなれば、初めて撤去完了となります。

こちらは、土壌の分析方法のうち、具体的なVOCの調査方法です。VOCは、揮発性の有機ガスですので、地中に穴を開け、土壌中のガスを吸引して採取します。採取した土壌中のガスは、検査機関に送り、公定法により詳細に分析します。

こちらは、土壌の分析による汚染範囲の特定方法のイメージです。最初は、30m区画全体の汚染の有無を5点混合より確認調査します。

次に区画が汚染されていた場合には、10m区画ごとに分析調査を行い、汚染箇所を絞り込んでいきます。汚染箇所が判明すれば、今度は深さ方向に汚染の到達範囲を追跡していきます。

このように、土壌や地山の安全については、法律に定められた方法に準拠して、細心の注意を払って確認します。

さて、本格撤去に当たりましては、現場の本格的な掘削作業を伴うこと。そして、扱う廃棄物量がこれまでの概ね2倍に増えることから、作業をする人の健康と安全の確保についても、これまで以上に注意していかなければいけません。

具体的には、粉じんの発生と飛散の防止。有害ガスの発生を抑える。悪臭や騒音の発生を抑えることなどが求められます。そこで、毎日の現場での作業に粉じんと有害ガスの常時測定などを行うとともに、定期的に分析機関での公定法による測定により、作業環境の十分な把握を行います。

そして、測定結果に基づき、常に見直しを行って、作業環境を改善し、作業をする人の健

康と安全に十分に注意を払っての撤去作業を進めてまいります。

現場で気を付けなければいけないガスとしましては、濃度が高い場合、致死性のある硫化水素ガス、そして、危険の酸欠状態でないことの確認のための酸素濃度。あるいは、濃度が高い場合、引火、爆発の恐れのあるメタンガスなどがありますが、これらのガスにつきましては、左側のガス検知警報器で常時監視しながら撤去作業を行います。

さらに、携帯型のガス警報器を実際に作業する人の作業服に装着して、万が一危険な状態となって警報が鳴った時には、すぐ退避できるようにしています。

また、デジタル粉じん計やガス検知管も使用して、作業する人の健康と安全に十分に注意を払います。

また、現場での作業環境に注意するとともに、周辺環境にもこれまでと同様に十分に注意を払います。

県では、原状回復対策事業の最初から現場や周辺地域の環境モニタリングを継続して行ってきております。本格撤去にあたりましても、撤去作業が周辺環境に影響を与えていないかどうか。そして、遮水壁や水処理施設できちんと汚染拡散を防止できているかどうかを確認し、継続して調査を行うことで万が一の異常時にも早期発見、そして即対応できるようにします。

そして、これまで同様にこの協議会の承認をいただいた上で、年間のモニタリングを行います。また、協議会でモニタリング結果を報告し、評価いただくことで測定項目の見直しや追加を行っていきます。モニタリングの結果は、地域住民の皆様にも速やかに情報公開します。

環境モニタリングは、廃棄物撤去の影響を把握するために、地下水や沢水の水質のモニタリングを毎月行うとともに、有害大気汚染物質のモニタリングを行います。

また、運搬車両の排出ガスの影響や騒音振動の影響といったものを把握するために、大気のモニタリングと騒音振動のモニタリングを行います。

現場の廃棄物により汚染された浸出水を処理する、浸出水処理施設は、平成17年6月から稼動しておりますが、その処理された綺麗な放流水だけでウグイを飼育しております。また、現場下流域の魚類の調査も行っております。このように、周辺環境への影響の把握にも、一次撤去の時以上に万全の体制を強いていきます。

事務局：続きまして、掘削・遮水等作業マニュアルについて説明します。

本マニュアルは、一次撤去マニュアルの時には掘削・積み込みマニュアルとして一本にしておりましたが、掘削作業の方法を変更したこと等に伴い、掘削に関するマニュアルと積み込みに関するマニュアルを別々にして充実を図っております。

本マニュアルの目的ですが、掘削、遮水等作業における安全性及び効率性です。

掘削計画は、当初、不法投棄現場をAからFにブロック分けし、そのブロックごとに掘削することにしていましたが、表にありますとおり、標高5mごとに掘削段階を設定しまして、ブロック管理図に基づき、標高の高い所から低い所へ順に撤去を進め、平成24年度までに撤去を完成する予定でございます。

次の図でございませうが、不法投棄現場の全体図でございませう。外側の赤く太い線でございませうが、これは、完成した鉛直遮水壁を表わしてございませう。

黒く太い線は、廃棄物掘削前の等高線。即ち、現在の等高線を表わしてございませう。

赤い破線は、廃棄物を撤去した後の状態、即ち、廃棄物が捨てられる前の元々の地山の等高線を表わしてございませう。

現場の1番低い部分でございませうが、浸出水貯留槽を設置してございませうして、緊急時には浸出水を溜めることも出来ませう。

次のページは、計画どおりに撤去を進めた場合の平成22年度頃の状況を表わした図面です。先に説明したように、廃棄物は標高の高い部分から順に撤去します。平成20年度ころには、標高440mまでのブロックの掘削が完了し、平成22年度ころまでにこの図のように標高435mまでのブロックの掘削が完了する予定です。435mの線がこうなっております。

この435mまでのブロックの掘削が終った時に、廃棄物が完全に撤去され、新たな地山が現れてくる部分が、濃い緑色の部分でございませう。

次に、薄い緑の部分でございませうが、この部分はその前の掘削段階で既に地山が現れている部分です。これは、平成20年度に標高440mまでのブロックの掘削が終った時に地山が現れる部分です。

ただ、この一部分、岩手県で施工しました県境の矢板に近接した部分については、今後、岩手県と歩調を合わせて掘削することにしてございませうるので、若干スケジュールが変わる可能性がございませう。

ピンク色の部分でございませう。ここは、435mというブロックまでの掘削が終った段階においても、まだ掘削した面より下に廃棄物が埋まっているという所を表わしてございませう。

次のブロックにまた掘削を進めていきましたと、今度はこのピンクの一部が濃い緑に変わりますして、最終年度である平成24年度までには全て緑色、すなわち、廃棄物の撤去が完了ということになります。

次の図は、作業手順を示してございませう。この掘削マニュアルの中には、左に囲ってありますように、5つの作業手順を示してありますが、それをこの断面図によりまして流れを説明します。

1番上の断面でございませうが、これが撤去前の状況を表わしてございませう。ピンクの着色部分が、これから掘ろうとするブロックで、高さが2.5mです。

1日あたりの掘削量は、20m×10mの広さで、高さ2.5mの500m³を基準としてございませう。

廃棄物は、シートでキャッピングされ、雨水は場内道路の脇にある雨水排水路に導きます。真ん中の断面図でございませうが、撤去準備を表わしてございませう。

まず、掘削する部分のキャッピング工を撤去いたします。次に廃棄物中の水位を事前に低下させ、掘削作業環境を向上させるために浸出水集排水管を設置し、また、同時に、必要に応じて雨水排水路を設置して、雨水が廃棄物中に流れ込まないようにします。さらに、

運搬路には鉄板等を敷きまして、場内運搬車が通れるようにします。

1番下の断面図は、撤去中の状況を表わしております。バックホーン等の重機により掘削しまして、直接場内運搬車に積み込みいたします。場内運搬車は、廃棄物を選別施設まで運びます。

こうして、一連のブロックの掘削が終れば、またキャッピングを行いまして、浸出水排水管は次の掘削場所にまた移設いたします。必要に応じまして、掘削段階に応じまして、場内道路は適宜設置いたします。

続きまして、浸透水量管理マニュアルについて説明いたします。

本マニュアルの目的は、浸透水量の削減です。浸出水貯留池の貯留水位を安全に保つためにも、浸透水量を削減することが重要になっております。浸透水量は、降水量と掘削工程におけるキャッピング工の状況により変動いたします。このため、通常時においては、掘削範囲以外はできるだけキャッピングを行い、雨水排水路と合わせて日常の点検と補修を行っていきます。

また、緊急時には、掘削中の箇所などにもキャッピングを行い、オープンにしているエリアを極力削減するとともに、浸出水貯留槽、先ほど説明いたしました浸出水貯留槽へも一時貯留等を行うこととしております。

以上で、私の説明は終わります。

事務局： 周辺生活安全対策推進担当の一戸と申します。

私からは、運搬マニュアルの関係で説明させていただきます。

運搬マニュアルにつきましては、基本的に一次撤去マニュアルと同じでございますが、確認の意味も含めまして、要点を改めて説明させていただきます。

資料では、15ページの下からになります。場外運搬につきましては、交通安全の確保が最も重要でありますので、速度規制をはじめとする交通ルールの遵守は勿論ですけれども、注意を喚起するための昼間点灯、ライトの常時点灯を義務付けております。

また、現場付近の町道出口交差点、上郷交差点、小沼交差点に車両誘導員を配置しまして、一般車両と歩行者の安全確保に努めていまして、今年度は上郷交差点、それから小沼交差点の方に誘導員を2名ずつ配置しております。

管理体制でございますが、運搬車両の運行状況を適切に把握するため、運搬業者は運行管理センターを設置しまして、定期的に運転手からの運行状況の報告を受けています。現在の運搬ルートであります青森ルート、八戸ルートにつきましては、車両基地出発、現場到着、受け入れ先到着、出発などの定点ポイントを決めまして、運行管理センターから運搬終了後に運行状況やポイントの通過時刻を県に報告させまして、県としても運行状況を管理しているということでございます。

次、管理体制の続きになりますが、事故が発生した場合などの緊急時、それから交通渋滞等によって、定点ポイントを通過する時刻が予定時刻より30分以上遅れる可能性がある場合には、速やかに報告させる仕組みを作っております。

として、事故が発生した場合、運転手は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先としまして、直ちに警察、消防に連絡、運行管理センターに報告するというようにしております。これを具体化するため、運搬業者は、事故時に廃棄物が流失、飛散・流失した場合、廃棄物の回収が的確に実施できる体制を作っております。

として、運搬車両の運転手は、このマニュアルによる教育を受けたものに限定することとさせていただきます。

次、その他配慮事項でございますが、国道104号に入ってから、現場までの通学路、学校、横断歩道、公共施設、制限速度などの特に注意すべき事項を示した、交通安全マップを作成し、運転者に携帯させております。

また、夏休みなどの学校の休業期間中における児童・生徒への配慮、あるいは一般車両の優先、それからバス停付近での歩行者や乗降者などに注意するといったことを定めております。

場外運搬につきましては、住民の日常生活と非常に関わりが深いものでございますので、沿道の安全確保が最も重要になります。このマニュアルに基づき、運搬業務を適切に進めていくということにしております。

以上が運搬マニュアルの説明でございます。

次、緊急時対応マニュアルについて、私から引き続き説明を申し上げます。

緊急時対応マニュアルでは、緊急時の対応を自然災害時、事故時及びその他異常時に分類しまして、それぞれで発生し得る事態を想定しまして、負傷者の救助及び汚染拡散防止を最優先として対応していくということにしております。

想定される緊急事態でございますが、自然災害時としましては、荒天時では、掘削面の崩壊やキャッピングシートのめくれ、地震時では、施設の崩壊、損壊、火災などを想定しております。事故時としまして、運搬事故では人身事故、車両事故、それから作業事故では、車両同士の接触、重機の転倒など、施設事故では、浸出水処理施設の事故、洗車設備の事故などでございます。

3つ目のその他の異常時として、撤去現場周辺に浸出水等が漏洩するといった場合などを想定しております。

資料の18ページの上になりますが、想定される緊急事態に応じた具体的な対応例を整理した表でございます。

例えば、対応表1の荒天時ですが、掘削面の崩壊があった場合、抑え盛土等により被害の拡大防止をすとか、あるいは対応表2の地震時では、施設の損壊があり、施設の損壊の拡大が予想される場合に、周辺の立ち入りを制限し、専門業者への修理を依頼するといったことです。想定される緊急事態ごとに具体的な対応をまとめています。

こちらの方は概要版でございますので、簡単に整理しておりますが、資料4のマニュアル本体では、13の8ページから内容を具体的に整理してありまして、現場作業の関係者、運搬業者をはじめとする関係者に周知徹底をし、万が一の場合に対応していくということになります。

次、緊急時の連絡体制でございます。緊急時の連絡体制につきましては、一次撤去マニュアルでは、周辺環境への影響がある場合とない場合の2つで区分しておりましたが、本格撤去マニュアルでは、緊急時の状況に応じて、連絡体制表をA、B、Cの3つに分けて定めております。

まず、Aは水質に関する汚染拡散防止対策を伴う場合でございます。主な連絡先としては、関係市町村、関係農協、漁協、八戸工業用水道管理事務所などでございます。

次にBとしましては、その他の汚染拡散防止対策を伴う場合で、主な連絡先としては、関係市町村、警察本部、関係農協、県の道路課などでございます。

Cとしまして、汚染拡散防止対策の必要のない場合として、主な連絡先として、関係市町村、警察本部、関係する県の出先機関でございます、地域県民局などでございます。

次、就業時間以外、あるいは休日でも緊急時に対応できますように、連絡先を定めております。また、安全管理の方ですが、関係業者への関係者に対して緊急時に適正な対応ができるよう、本マニュアルによる安全教育を実施するというところでございます。

以上で緊急時対応マニュアルの説明を終らせていただきます。

古市会長： 本格撤去マニュアルにつきましてご説明いただきました。どうもありがとうございました。概要版でご説明いただいたのですが、全部で13項目にわたる詳細な内容になっております。

この撤去方法、本格撤去の考え方、方法、手順等につきましては、もう既に何度かご説明いただいております。ご議論もいただいたと思います。それを合理的に、効率的に運用するためにはどうしたら良いだろうということで、こういうマニュアルとしてまとめていただいたと理解しております。

今後、これに則って作業が開始されるわけですが、もう時間の関係であまりないのですが、どうしてもこれを聞いておきたいということがございましたら。長谷川先生、お願いします。

長谷川委員： 今、委員長の方から、もう既に議論されたといいましたが、ちょっと気がついたところ2つほど伺いたいんですが。

1つは、ガスを採取するというので、実際のマニュアルの所を拝見したんですが、ちょっと気になるのは、この方法ですと、多分、最初穴を開けて、そこから取るというんですが、非常にここで問題なのは、穴が開いた時に、当然空気があるわけですから、その空気を取ってしまったら、実際に発生するガスが分からないということ。上にシリコンか何かで封しても、1番空気というのは通りやすい所に入りますから、こういうふうな場合ですと、場合によっては表層から新鮮な空気が入る危険性がありますので、そこを含めて検討してほしいということ。

それから、監視池ということで、魚を飼うということで、18年度もやっておられるようなんですが、私専門家じゃないのですが、こういう関係である水産の先生に伺った時には、

どんな魚を飼うかによって違ってくるといふんですね。非常に、耐性のある魚ですと全然死んでくれないし、弱い魚ですと、この放流水がちょっと問題になった時よりも以前に、飼育の方法によっては死んでしまうので、非常に難しいので、十分な検討をして魚種を考えて欲しいということがあったものですから。多分、そういうことを検討されていると思いますが、魚種の名前がないものですから気になりまして、そういうことも十分に検討していただきたいと思います。それはお願いします。よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

表層ガスのサンプリング方法と生物サンプリングの方法についてですね。事務局の方で、今のご指摘を検討していただきまして、修正等、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、西垣先生お願いします。

西垣委員： 私も事前にこれを送っていただきまして読ませていただいて、今日ご説明を聞かせていただいて、1つ心配していることが今日もございまして、悪天候の時には作業を中止することなのですが。

既にもう、6時間後にこんな雨が降りますよと、気象庁が大体公表したりしていますので、山の上でも2.5キロ平方くらいの範囲で。ですから、大雨が降るのだったら、その作業を中止するのですが、その前に何かやっておかなければならないことがあります。その辺のお話を少し。台風が来るのだったら、恐らく皆さん、いろんな対策はされるとと思いますが、その辺のマニュアルを少し詰めておいていただければと思います。

古市会長： なるほどね。ありがとうございます。

悪天候等が予測される場合は、事前に対応できるはずだから、その辺の部分も書き込んでくださいということです。これはお願いします。よろしく申し上げます。

ほかに如何でしょうか。榎本委員、お願いします。

榎本委員： この間、町の協議会で言いつけられてきたものがありますので、2つ、3つ聞いておきます。

1つは、実施計画段階において、住民の方々のコンセンサスが得られる場合、現地で再利用を考えると明記しておりますが。

古市会長： すいません、榎本さん。今、本格撤去マニュアルについての部分なのですが、榎本さんのそれは、その他の部分でよろしいですか。

榎本委員： いいです。その他があればそれでいいです。

古市会長： その他あります。後ほどまた、お願いします。

一応、撤去マニュアルにつきまして、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、最後の報告事項、その他を除きまして、本協議会委員の委嘱替えについて、これは資料5に基づきまして事務局からご説明、よろしく願いいたします。

鎌田室長： それでは、委員の委嘱替えについて、私の方からご説明させていただきます。

本協議会というのは、岩手県との合同検討委員会を経まして、平成15年7月に県独自の協議会が設置されまして、今現在、2期目の委員でございます。本当にありがとうございました。

これによって、汚染拡散防止対策とか不法投棄廃棄物の処理方法とか、あるいは原状回復対策の安全性とか、いろんなものを協議していただきました。そして、工事を今、無事進め終わり、そして今度、撤去・処理の方に移るという具合になっております。

今度、19年度からは、本格撤去に移行するわけなんですけど、これからは、処理撤去を確実にかつ速やかに進めていかなければならないという具合に考えております。したがって、今後の協議会のあり方でございますが、撤去作業などの進捗状況を監視しながらも、今度は効率的なそして合理的な撤去処理のあり方、それから不法投棄現場の環境再生のあり方、これについて中心に重点的に議論していただく必要があるのではないかと考えます。

したがって、今後、議論を効果的、さらに集中的に進めるために協議事項にあったような委員構成にした協議会としたいと考えております。

ただ、そうは言っても、まだ具体的なものは考えておりませんが、基本的な考え方としての委員の構成は、あくまでも学識経験者の方々、それから青森県民の代表者、岩手県民の代表者、この3区分で構成したいと考えております。

この青森県民の代表者の中には、公募枠を創設して、公募によって委員を集めて、委員になっていただきたいと考えております。その公募制の導入については、この2番の所に書いてありますが、来週の月曜日から7月2日までの約1か月間で公募していきたい。そして、募集人員は、3名以内くらいで考えております。

選考の方法ですが、公募委員になっていただく方には、希望される方にはレポートを提出していただきまして、そして、今のところ会長と副会長の審査によって、一定の評価を得た人から選考していきたいと考えています。そのレポートを出すための課題でございますが、5つほど用意しております。この5つの課題に対してのレポートを書いていただいて、そして、それによって審査していただき、そして選んでいくという方法を考えております。

公募の周知方法については、ホームページとか、あるいは今予定しているのが6月5日に記者クラブの方で記者会見をして公募していきたいと考えております。

参考までに、2ページ目のこういう公募をしておりますというチラシをあちこちに配布しまして、いろんな方々から、いろんな意見をいただきながら、この協議会を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

今、資料5についておりますこのチラシは、これはホームページに掲載する内容と、それと記者クラブで周知する方法と、このチラシは具体的には紙でやられるんですか。

鎌田室長： はい。何かの機会にいろいろ配布して、そして、県民の方々からいろいろいただきたいと思っております。

古市会長： ホームページには、この内容そのものが載っているわけですか。

鎌田室長： はい、そうです。

古市会長： 以上でございますが、何かご質問等がございますでしょうか。

なかなか難しいレポート課題が出ておまして、学生への課題より難しいのではないかという気がいたしますが。その選考の仕方につきましては、副委員長の佐々木先生と私にお任せいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特段ございませんようでしたら、次に移りたいと思っております。

古市会長： 今日は協議事項ということではなくて、報告事項ということでございましたが、何か要望事項等ございましたらおっしゃっていただければと。また、ご質問、コメント等も含めてありましたよろしく願いいたします。

それでは、榎本委員、よろしく願いいたします。

榎本委員： 実は、町の委員会があったんですが、この間。その委員会で住民が集まった時の話しです。沢山あるけども、この2つ、3つだけ話して来いと言われて、今日来ました。

一応、書いてもらったものを読みますので、それで理解してください。

実施計画段階において、住民の方々のコンセンサスが得られる場合、現地での再利用を考えると明記しておりますが、今回のマニュアルは具体的なことが地元住民の声をしっかりと取り入れてもらえるような体制であるのかというふうな要望がありました。基本的には、住民として再利用には反対の立場を取るというふうなことを言われて来ました。

2つ目ですが、仮に再利用を計画するならば、どのような手段で住民の合意を得たいと考えておりますかと、これを聞いて来いということです。

もう1つは、普通産廃や覆土の判定方法ですが、これらの判定基準が公定法に定められた環境基準だけで良いのかどうか。いくら、環境基準を満たしていても、臭いのするものかどうかというふうなことを言われて来ました。

3つ目ですが、その他沢山ありますが、後は文書で出すことにして、今日はこれで終わります。お願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

撤去に当たって再利用する場合は、住民の合意を必要とするという部分がございますが、この部分の意見の取り入れ方についてのご質問だったと思うんですが。その他、幾つか、環境基準を満たしたらそれで良いのかという話もあると。その他、いろいろございますでしょうけども、それはまた文書で出していただけますね。県の方に。

では、今日はそういうご要望があったということに留めたいと思います。

ほかに如何でしょうか。小原委員、お願いします。

小原委員： 2つばかりお話を申し上げたいと思います。

まずは、ここまでこられたことに、地元としまして、青森県さん並びに先生方に深く感謝を申し上げたいと思います。その上で、2つばかり申し上げたいのですが。

1つは、両県、県境はありますが、この案件は1つの事件だ。そして持ってきた業者も同じですし、捨てられた場所もくっついているわけで、私どもは、最初から田子町さんも同じなんです、1つの場所として、一体として取り組んでいただきたいという願いをして参りました。先生方も初めはそうだったんですが、いつの頃からか分かれて来て、つまり、国というか環境省が悪いと思うんですがね。予算というか、補助金を確保したことで、後は両県でやりなさいとなって、最低の調整しかしてこなかったのではないかと思っているのですが。

特に、地下水の扱いについて、非常に気になっております。私どもは、岩手県側の協議会にも入れてもらっているんで、両側にお話ししているのです。

地下水というのは、地下の川だと思っているんですね。それが常に流れている。それを県境だといって、そこを切って、それぞれに処理をするというのは、土台無理な話があるんじゃないかと私どもは思っていたんです。上流と下流の間に集落だとか、何かがあれば、上は上で処理し、下は下で処理するというのはあるのしょうけども、1つの川を立ち切って、上は上で汲み取ってとか、処理の仕方というのは本当にあるのだろうかと思っていたんです。いろいろ事情があって2つに分かれて処理をして来た。それは、川を止めてというのは、そのこと自体、我々からすると余り考えられないのですが、何となく2つに分かれて、こっちはこっち、あっちはあっちというのが気になって、それで時々、私は岩手側でもよく言っているんですが、時々両方で会って情報交換をする。それはしているらしいんですけども、もっと一体となった処理ができないでしょうかという願いをしてきたつもりでございます。

やっと県の代表が来て報告するという事になったのですが、例えばモニタリングやるのが、この映像が映った時も全体の地図が映ったり、ポイントが地図くらいでも一緒にするとか、モニタリングの結果の表くらい突き合わせて、私どもが両方にいますから突き合わせて見ればいいんですが、そういったのが最初か最後にあって、全体が分かればいいんです。常に片側の地図が出ている。それくらいは一緒にできないのかと非常に思いますね。水の処理もそうなのですが。

じゃ、この後どうなるのかと、永久に上流と下流で水処理を別々にやっていくというのは、聞いたことがないですよ。撤去するのはそれぞれ別でいいと思うんですけど、持って行き方も、自県内処理とか、基本方針もあるわけですから、それはそれでもいいのですが、この水処理については、本当に両県で調整して、普通の常識で見て、そうだなと思うような方法はあるんじゃないかと思っております、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

さっき言ひましたように、モニタリングの結果だとか、図面とか、是非、両県合わせた地図を1回両方で作って、両方で一度は見られるようにしていただくと、非常に分かりやすいと思ひしております。個別具体的な手法の違いについては、それぞれ地形的な特徴とか、いろいろありますから変わってもいいと思ひますが、特に水処理については、一連の一本の川ということから見れば、1つの方法で処理していただければ大変あり難いと思ひしております。

それから、今の廃棄物の不法投棄で処理している地域の南側地域の牧野にも、実はかつて大量のゴミが投棄されたという事実がございまして、その水の流れは、岩手側というか、二戸側に来るものですから、私どもは、そのことを大変心配してございまして、今は兆候はありません。汚染されて汚染水が流れてきているような兆候はございせんが、市民といたしましては、そのことが大変気になってございまして、この問題が出たしばらく後から、青森県側に対しまして、是非とも調査をしていただきたいというお願ひをいたしました。県でも努力をされて、地元に来て説明なされた時も調査しましょうということで、現場立ち会いなどもした経緯がありますが、その後、地権者の意向などもあって、なかなか実現できないでございまして、今のこの現場の処理だけでも物凄しいエネルギーと費用が掛かるものから、大変だとは思ひますが、是非とも、調査だけでも、今までもお願ひしてきています。実施していただきたいと強くお願ひ申し上げます。また、田子町さんも努力していただひて、地権者との話などもいろいろと骨を折ってございまして、是非とも、よろしくお願ひいたします。

古市会長： ありがとうございます。

もう10分ほど時間が超過してございまして、ほかにその他でご意見等、ございましてしょうか。

ないようですので、最後に総括するとなつてはいるんですが、今、小原さんが前半おっしゃっていただいた部分というのが、非常に総括に繋がる部分かなと思ひます。やはり、両県一体的にやっていただきたいというのは、多分、県民の立場からする当然のことだろうと思ひます。

ただ、小原さんもおっしゃられたようですが、環境省が実施計画で予算をつける場合、それぞれの県に与えるという形になってはいますので、やむを得ない手続きであったかなという気がいたします。それ以前は、本当に両県合同で技術検討委員会等におきましては、両県の全体の図を示しまして、それから地下水位の分布だとか、地表の高低だとか、廃棄物の埋っている状況だとか、全部合同で示してはいました。ですから、その後を捉えてございまして、対策等につきましても、両県があつた図があると両県の県民の方々というのは非常によく分

かるのではないか。その時に、やはり、環境再生の目的ですよね。どういうレベルまで修復するのだという目標を定めないと達成レベルが決まりませんので、それを決めた上で修復方法も両県合わせた形で、技術的なレベルを合わせた上でやっていかないといけないと。どちらかがやはり不満足な点がありますと、どうしても安きに流れる可能性がございますので、その辺を是非、合わせていきたいと思います。

この辺が、今日、岩手県の方からご説明がありましたことに対する本協議会の委員の皆様のご意見であったかなという気がいたします。ですから。こういうことをはじめとしまして、両県ですね。今後、益々情報交流いたしまして、対象地域の環境再生に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

最後になりましたが、第2期の委員会2年間一緒に熱心にご討議いただきました委員の先生方、どうもありがとうございました。

私の役割は終わりましたので、事務局の方にマイクをお返しします。よろしくお願いいたします。

司 会： 長時間にわたりまして、古市会長には議事進行、そして委員の皆様にはご協議をいただき、大変ありがとうございました。

なお、今後の協議会の日程ですが、先ほどご報告いたしましたとおり、7月下旬までには協議会委員の委嘱替えを行う予定となっております。新委員による協議会につきましては、9月頃開催を予定しておりますが、後日改めまして事務局からご連絡させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、第17回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。